

質問票

入札案件名 令和8年度 富山労働総合庁舎外4施設で使用する電力供給契約（高圧）

	質問内容	回答
①	契約書(案)第10条1項について、検針結果をウェブサイト上で確認してもらうこととしているが、これをもって報告完了としてよろしいか。	問題ありません。
②	自社独自の電気料金の算定方法により、別紙契約料金表に割引率及びRE100メニュー該当単価の項目を追加することは可能か。 また、落札時には契約書(案)第11条1項の記載内容について、電気料金の算定方法を協議することは可能か。	契約書(案)に基づく契約となるため、項目の追加及び契約内容の協議は致しかねます。
③	仕様書①(7)⑪ 自動販売機に対する個別の請求書発行は対応できかねるが問題ないか。 また、契約書(案)第12条の適用にあたり、分割入金される自動販売機分も含め期日内に支払われるという解釈で差し支えないか。	問題ありません。 契約書(案)第12条についても貴見のとおりです。ただし、自動販売機設置業者が支払いを遅延した場合の滞納金については、その業者が全額負担することとします。
④	契約形態について、電力取引市場価格の変動に応じて電力料金単価が変動する市場連動型メニューでの応札は可能か。	市場連動型メニューでの応札はできません。 ただし、契約締結後、契約書(案)第13条に該当する場合は契約の全部または一部の変更について協議することができます。
⑤	契約書第11条1のただし書きについて、落札した会社独自の燃料調整制度に基づく単価を適用した場合、入札金額と燃料費調整額等を含めた金額で最安値企業が異なる可能性がある。公平な競争の観点から燃料費調整等の単価は、エリア事業者の単価に統一可能か。	契約書(案)第11条について訂正公告に付しました。 富山労働局ホームページをご確認ください。

受付日 1月14日 回答日 1月19日 回答者名 桑名